

教育研修委員会可発部会 会則

制定 昭和 59 年 11 月 30 日
改正 平成 10 年 4 月 1 日
改正 平成 12 年 6 月 1 日
改正 平成 25 年 10 月 22 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この会則は、「可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程」第 3 条の定めにより、可搬形発電機整備技術者（以下「可発整備技術者」という。）の資格審査、講習、及び認定等を行う教育研修委員会可発部会（以下「可発部会」という。）の組織並びに業務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第 2 条 可発部会の構成は、次のとおりとする。

部会長 1 名

部会員 10 名以内

- 2 部会長は理事会の承認を経て、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会会長（以下「会長」という。）が任命する。
- 3 部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 部会長は、可発部会の業務を統轄し、会議の議長となる。
- 5 部会員会の会議は、必要の都度、部会長が招集し開催する。

(業務)

第 3 条 可発部会は、下記の業務を行なう。

- (1) 可搬形発電機整備技術者講習会（以下「講習会」という。）実施に伴う受講資格並びに資格の認定などの基準の決定
- (2) 可発整備技術者の受講確認及び合格者の決定
- (3) 講習修了者の認定登録基準等の設定
- (4) 認定登録制度の運用に必要な各要領及び様式類の設定並びに改定
- (5) 可発整備技術者の講習、試験に関する各要領の設定
- (6) 可発整備技術者制度の運用に必要な要領及び様式類の設定
- (7) 講習会実施に伴う年間計画の策定
- (8) 講習会実施に関連する諸官庁、各種団体、各ユーザー等との意見調整
- (9) その他可発整備技術者に関する必要事項の検討
- (10) 可発整備技術者試験に関する試験結果の採点
- (11) 可発整備技術者に関する事項の調査、研究並びに建議

(可発講師会)

第 4 条 「可搬形発電機整備技術者認定試験規則」第 4 条第 1 項の業務のため、可発講師会を置く。

2 可発講師会は可発部会と合同で、下記の業務を行う。

- (1) 可発整備技術者に関する試験問題の作成
- (2) 可発整備技術者の講習テキスト類の作成と改訂
- (3) 可発整備技術基準の策定

(事務局)

第5条 可発部会の事務局は、建機レンタル協会事務局内に置く。

(規則の改廃)

第6条 この会則の改廃は、可発部会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、昭和59年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。